

奈良県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業山陰地区火打工区）の換地計画を定めたので、同
条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十八年四月六日から同月二十五日まで

二 縦覧場所

五條市役所